

さいたま市告示第1444号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者について、同条第2項の規定により指定したので下記のとおり告示する。

令和7年9月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定納付受託者

- (1) 名 称 三菱総研DCS株式会社
- (2) 事業所の所在地 東京都港区三田三丁目5番19号

2 指定をした日

令和7年9月3日

3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和7年12月1日から令和8年3月25日まで

4 納付事務に係る歳入等

中高一貫教育校入学選考手数料

5 連絡先

- (1) 担当 さいたま市教育委員会事務局学校教育部高校教育課高校教育係
- (2) 電話 048（829）1671